

平成十六年八月二日提出
質問第三二二号

厚生労働省職員が受領した「監修料」に関する質問主意書

提出者 中根康浩

厚生労働省職員が受領した「監修料」に関する質問主意書

「監修料」の名目で公務員が受け取る現金は、様々な不正や癒着の温床になりうると懸念される。そのような観点から次の事項について質問する。

平成十六年八月一日付朝刊『朝日新聞』において報道された「監修料」について

- (1) 報道の中にある「監修料」を受け取っていた厚生労働省国民健康保険課の職員および支払っていた団体、企業の存在を明らかにされた上で、どのような「監修業務」について、誰から誰に支払われていたか、またそれぞれの金額を踏まえた上で適切か否かについて見解を問う。また、そのうちの、厚生労働省の補助事業に関する分についても明らかにされたい。

さらに、「監修料」については、第百五十九回通常国会の厚生労働委員会において「売上の10%相当が相場」とされたが、この「相場」についての政府の見解を明らかにされたい。

- (2) 「監修料」は支払う業者との不正取引、不必要な「官々接待」の温床にもなることが、懸念されるが、このことについての政府の見解を明らかにされたい。

- (3) 補助事業に対する「監修」はむしろ「本業」そのものであつて「監修料」を受け取る理由にならない

いと考えるが、このことについての政府の見解を明らかにされたい。

(4) 報道にある国保中央会の関連とされる「コクホ中央研究所」ならびに「厚生問題研究会」について、役員、収支状況、業務内容、登記された所在地、天下りの有無について、答弁されたい。

また、公務員が多額の「監修料」を受け取るような「監修業務」を行なうことが、本来の職務の妨げになるとも考えられるが、このことについての政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。